

異常気象時等における臨時休業の判断基準と登下校について（お知らせ）

三次市教育委員会の判断基準と本校の対応につきましてお知らせいたします。ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

三次市教育委員会の判断基準

1 臨時休業等の判断基準

当日午前6時時点において、三次市に次の警報が発令中であること。

なお、近隣市町の警報発令状況に留意し、状況に応じて必要な措置を講じること。

また、臨時休業等の措置を講じる場合は、同一中学校区及び近隣の小中学校と情報交換を十分に行うこと。

2 警報種別による対応

- (1) 特別警報 臨時休業
- (2) 暴風警報又は洪水警報発令 臨時休業
- (3) 土砂災害警戒情報 臨時休業
- (4) 大雨警報 河川等の状況を勘案し、校長判断による。
- (5) 大雪警報 通学路等の状況を考慮し、校長判断による。

川西小学校の臨時休業等への対応

◆ (1) 特別警報・(2) 暴風警報又は洪水警報発令・(3) 土砂災害警戒情報

午前6時時点で三次市に発令されている場合は、臨時休業とします。

※可能な限り緊急メール（マメール）で臨時休業のお知らせをしますが、崩壊や増水による交通遮断により校長等が出勤できず、緊急メール（マメール）を発信できない状況になる可能性もありますので、緊急メール（マメール）の有無にかかわらず、お子さんを登校させないでください。

◆ (4) 大雨警報・(5) 大雪警報

午前6時時点で三次市に発令されている場合は、塩町中学校区内の他校と連絡を取りながら、臨時休業等について校長が判断します。

臨時休業等の特別な措置をとる場合のみ緊急メール（マメール）で連絡します。

※連絡がない場合は、普段通りの開校日です。

※増水等で危険と感じられる場合は、車で送っていただいてもよろしいです。

◆ 登校後の天候悪化による授業短縮（下校を早める）をする場合

緊急メール（マメール）によって連絡いたします。お迎えに来ていただけるようでしたら、ご協力をお願いします。